資料３

令和６年度　第３回 宮崎市地域公共交通会議

議案３

生目地区乗合タクシー「生きいきGO」の運行区域変更及び待合所追加について

生目地区乗合タクシー「生きいきGO」運行実施計画の変更について

変更内容

変更　運行区域の拡大（待合所の新設）

【概要】

運行区域を拡大し、「アーバンモール大塚」に待合所を新設する。

【理由】

生目地区内を通るバス路線は非常に少ない状況である。地区外への移動手段として路線バスを利用するために、バス路線が多く通っている隣接地区の大塚町池ノ内の一部（バス停近くのアーバンモール大塚）を飛び地として運行区域に追加する（別添「運行実行計画書」（P12 運行区域広域図）参照）。

また、生目地区内にはスーパーマーケットや飲食店が少ないが、アーバンモール大塚には業務スーパー、飲食店もあり、生目地区の住民から待合所に追加して欲しいとの要望が上がっている。

運行区域・・・大塚町池ノ内の一部を追加（飛び地）
指定地区・・・生目東指定地区を追加
待合所・・・・アーバンモール大塚を追加
（別添「運行実施計画書」（P11 待合所一覧表）参照）

※変更後の「運行実施計画書」は別添のとおり。
※上記変更に伴う運賃表は別添「運行実施計画書」（P10 運賃一覧表）のとおり（報告事項）。

変更実施日

令和７年４月１日

新旧対照表

○生目地区乗合タクシー運行実施計画

改正後	現行
６．運行区域とコース 運行区域は、宮崎市生目全地域及び大塚町池ノ内の一部とし、生目全地域を北地区・中央地区・南地区の３つに分け、「自宅と指定地区内（中央、北、南、西、東）にある待合所（以下「指定地区」）又は特定待合所を結ぶコース運行とし、運行コースは予約に応じて受託業者が運行ダイヤ毎に定めるものとする。 また、異なる地区であっても運行上支障がない範囲内で、できる限り乗り合うこととする。	６．運行区域とコース 運行区域は、宮崎市生目全地域とし、生目全地域を北地区・中央地区・南地区の３つに分け、「自宅と指定地区内（中央、北、南、西）にある待合所（以下「指定地区」）又は特定待合所を結ぶコース運行とし、運行コースは予約に応じて受託業者が運行ダイヤ毎に定めるものとする。 また、異なる地区であっても運行上支障がない範囲内で、できる限り乗り合うこととする。

○生目地区乗合タクシー運行細部計画

改正後	現行
３．指定地区・待合所・停留所 実施計画第６項並びに第９項に関する指定地区、待合所並びに停留所は次のとおりとする。 指定地区：生目中央指定地区、生目北指定地区、生目南指定地区、生目西指定地区、生目東指定地区とする。 待合所：施設管理者の了解のもと、利用者が安全に快適に待機できる別表２の事業所とする。所在地が指定地区内にある待合所を『指定待合所』、指定地区外の待合所を『特定待合所』といい、全登録者が利用できることを原則とする。また、各待合所の利用日・利用時間等は別に定める。 停留所：全登録者の自宅前を停留所とする。	３．指定地区・待合所・停留所 実施計画第６項並びに第９項に関する指定地区、待合所並びに停留所は次のとおりとする。 指定地区：生目中央指定地区、生目北指定地区、生目南指定地区、生目西指定地区とする。 待合所：施設管理者の了解のもと、利用者が安全に快適に待機できる別表２の事業所とする。所在地が指定地区内にある待合所を『指定待合所』、指定地区外の待合所を『特定待合所』といい、全登録者が利用できることを原則とする。また、各待合所の利用日・利用時間等は別に定める。 停留所：全登録者の自宅前を停留所とする。

令和７年度
生目地区乗合タクシー　「生きいきＧＯ」
運 行 実 施 計 画 書
（案）

★　生目地区乗合タクシー運行協議会　★

（内容）

１　運行実施計画　・・・　Ｐ２～

２　運行細部計画　・・・　Ｐ５～

生目地区乗合タクシー運行実施計画

１.運行目的

生目地域は、国道や主要県道を中心にバス路線が整備されているが、地域の面積が広く集落も点在しているため、幹線道路周辺以外の地域においては、バス停までの距離が遠いまたは利用便数が少ないなど利便性の悪い地域が多数存在する。そのため、通院や買物など日常生活における交通手段の確保に苦慮している人が多く、このような住民の負担軽減を目的に生目地区乗合タクシーの運行を行う。

２.実施団体

生目地区乗合タクシーは、地域内の各種団体で構成された生目地区乗合タクシー運行協議会（以下「運行協議会」）が、運行業務を令和７年度生目地区乗合タクシー運行細部計画（以下細部計画）「１.事業受託者」に該当するタクシー事業者（以下「事業受託者」）に委託し実施する。

３.事 務 所

運行協議会の事務所は、宮崎市大字浮田３０００番地１（生目地域センター内）に置く。

４.事業財源

事業財源は、登録者からの登録料及び利用者運賃、協力団体からの寄付金、宮崎市からの補助金等とする。

５.運行期間

運行期間は、令和７年４月１日（火）からとする。

６.運行区域とコース

運行区域は、宮崎市生目全地域及び大塚町池ノ内の一部とし、生目全地域を北地区・中央地区・南地区の３つに分け、「自宅と指定地区内（中央、北、南、西、東）にある待合所（以下「指定地区」）又は特定待合所を結ぶコース運行とし、運行コースは予約に応じて受託業者が運行ダイヤ毎に定めるものとする。

また、異なる地区であっても運行上支障がない範囲内で、できる限り乗り合うこととする。

７.運 行 日

運行日は、祝日を含む月曜日から土曜日までの週６日とする。

８.運行便名

生目地区乗合タクシーには『上り便』と『下り便』を設ける。『上り便』は自宅から指定地区若しくは特定待合所に向かう便、『下り便』は指定地区若しくは特定待合所から自宅に向かう便とする。『上り便』『下り便』の詳細は細部計画「４.『上り便』『下り便』」のとおりとする。

９.待合所・停留所

生目地区乗合タクシーには、待合所並びに停留所を設け、原則、両所のみ乗降可能とする。待合所並びに停留所の詳細は、細部計画「3.指定地区・待合所・停留所」のとおりとする。

１０.運行便数

１日の運行便数は『上り便』１１便、『下り便』１０便とし、それぞれの出発時刻（ダイヤ）は細部計画「5.出発時刻」のとおりとする。ただし、『上り便』『下り便』とも予約が無い場合には運休とする。

１１.利 用 者

生目地区乗合タクシーの利用者は、生目地域内に居住し、細部計画「６.登録要件」を満たす方とする。

１２.事前登録

生目地区乗合タクシーを利用する者は、事前に細部計画「７.登録手続」に沿って登録しなければならない。また、運行協議会事務所は登録者に登録終了後速やかに同手続に記してある登録証を交付しなければならない。

１３.登録解除

運行協議会は登録者が細部計画「８.登録解除要件」に該当する場合は登録を解除することができる。その場合の登録料は原則返還しない。

１４.利用者運賃

利用者の運賃は地区ごとに定額とし、各自治公民館から指定地区若しくは特定待合所までの距離に応じて300円・400円・500円・600円・700円・800円・900円・1,000円・1,100円・1,200円・1,300円・1,400円・1,500円・1,600円単位の14段階とし、距離別及び地区別利用者運賃は細部計画「９.地区別利用者運賃」のとおりとする。

利用者運賃は乗車券等の発券は行わず現金払いとし、１乗車ごとに乗務員に支払うものとする。また、クレジットカードやタクシー券等での支払いはできないものとする。

利用者に同伴する１歳未満の小児については無料とする。未就学児（１歳から６歳）については１人目までは無料とし、２人目以上は、各１人分の運賃（地区別利用者運賃）を支払うものとする。

２人以上の乗合いで利用の場合は、割引運賃を適用する。

２人　　：△１００円

３人以上：△２００円

１５.委 託 料

事業受託者の委託料（契約者運賃）は地区ごとに定額とし、２名以上同乗する場合には利用者の中で契約者運賃が最も高い地区の運賃を委託料とする。地区別契約者運賃は細部計画別表１のとおりとする。

１６. 使用車両

使用車両は普通車とし、乗車定員は細部計画「10. 乗車定員」のとおりとする。また、乗車人数が定員を上回った場合には原則、先着順とするが、事業受託者が配車可能な場合は、複数台での運用も可能とする。

１７. 事前予約

生目地区乗合タクシーを利用する場合には、必ず事前に予約をし、交付された「登録証」を携帯しなければならない。予約の受付期間等は細部計画「11. 利用方法」のとおりとする。

１８. 予約センター

生目地区乗合タクシーの予約センターは事業受託者の配車センターとし、予約の受付、配車業務、運行営業所への連絡等を行う。予約センターの従事者は事業受託者の社員とし、予約センターに掛かる経費は一部を除き事業受託者の自己負担とする。予約センターの業務内容等については細部計画「12. 予約センター業務内容」のとおりとする。

１９. 運行営業所

生目地区乗合タクシーの運行営業所は事業受託者の営業所とし、予約センターから送付されてきた配車計画表に沿って、運行業務を遂行する。運行営業所の業務内容等については細部計画「13.運行営業所業務内容」のとおりとする。

２０. 運行状況の報告

事業受託者は毎週月曜日（祝日の場合は翌日）に前週の運行状況を運行協議会事務所に報告（細部計画・様式7）しなければならない。また、報告方法についてはＦＡＸや電子メールでも可とする。

２１. 事業費の請求・支払

①事業受託者は毎月 10 日（土・日・祝祭日の場合は翌日）までに前月分の請求書（細部計画・様式８）及び運行明細書（細部計画・様式９）を運行協議会事務所に提出する。

②運行協議会は提出された請求書及び運行明細書を精査し、毎月 25 日（金融機関休日の場合は前日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額はすでに利用者が納めた運賃と振込手数料を差し引いた金額とする。

生目地区乗合タクシー運行細部計画

1. 事業受託者

令和７年度生目地区乗合タクシー運行実施計画（以下実施計画書）第２項に関する事業受託者は、次の条件を満たすタクシー事業者とする。
①生目地区乗合タクシーの趣旨に賛同し、受託が可能なこと。
②道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第４条の運行許可を、本格運行までに取得可能なこと。
③２社以上の受託になった場合には、他事業者と連携を図り、配車作業や運行業務等が支障なく実施できること。
④運行日の運行時間帯には常に運行可能な普通車を３台以上確保できること。
⑤予約センターの業務（細部計画 13. 予約センター業務内容）が実施可能であること。

2. コース構成地区

実施計画第６項に関する構成地区は下表のとおりとする。

北地区	上富吉	中富吉	下富吉	柏　原	有　田	跡　江	下小松
中央地区	浮　田	生　目	長　嶺	上小松	生目心町		
南地区	細　江	椎屋形	平　和	たぶの木	大　畑	青葉台	

3. 指定地区・待合所・停留所

実施計画第６項並びに第９項に関する指定地区、待合所並びに停留所は次のとおりとする。

指定地区：生目中央指定地区、生目北指定地区、生目南指定地区、生目西指定地区、生目東指定地区とする。
待 合 所：施設管理者の了解のもと、利用者が安全に快適に待機できる別表２の事業所とする。
　　所在地が指定地区内にある待合所を『指定待合所』、指定地区外の待合所を『特定待合所』といい、全登録者が利用できることを原則とする。また、各待合所の利用日・利用時間等は別に定める。
停 留 所：全登録者の自宅前を停留所とする。

4.『上り便』『下り便』

実施計画第８項に関する運行種類ごとの『上り便』『下り便』の定義は下表のとおりとする。

上下便名	出　発　地　⇒　到　着　地
上 り 便	**停留所（自宅）**　⇒　指定待合所若しくは特定待合所
下 り 便	指定待合所若しくは特定待合所　⇒　**停留所（自宅）**

５. 出発時刻

実施計画第 10 項に関する出発時刻（運行ダイヤ表）は次のとおりであり、それぞれの出発時刻は最初に乗車する人の指定待合所並びに特定待合所、若しくは自宅の出発時刻とする。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
上り便	7時 40 分	8時 40 分	9時 40 分	10 時 40 分	11 時 40 分	12 時 40 分	13 時 40 分	14 時 40 分	15 時 40 分	16 時 40 分	17 時 40 分
下り便	8時 20 分	9時 20 分	10 時 20 分	11 時 20 分	12 時 20 分	13 時 20 分	14 時 20 分	15 時 20 分	16 時 20 分	17 時 20 分	―

６. 登録要件

実施計画第 11 項に関する登録要件は、次のとおりとする。

①未就学児（６歳以下）は登録できないものとする。

②１３歳未満（小学生）の子供が利用する場合には、保護者等の同乗（有料）を必要とする。

③介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な方。ただし、介助者が同乗する場合は利用可能（有料）とする。

７. 登録手続

実施計画第 12 項に関する登録手続は次のとおりとする。ただし、登録は１回限りであるが、記載事項に変更が生じた場合にはその都度、「記載事項変更届（様式２）」を提出しなければならない。

①登録希望者は登録申請書（様式１）を運行協議会事務所に提出しなければならない。
なお、登録料は１，０００円とする。（登録解除になった時は返金しない）

②運行協議会事務所は登録者に(1)登録者氏名、(2)登録番号、(3)予約センターの電話番号を記載した登録証（様式３）を速やかに交付する。

８. 登録解除要件

実施計画第 13 項に関する登録解除要件は次のとおりとする。

①登録者が死亡した場合。

②登録者から解除の願い（様式４）が出された場合。

③虚偽の申告によって登録を行った場合。

④登録者が同乗者に迷惑をかける行為や乗務員の指示に従わない行為を繰り返した場合。

⑤運行協議会長が登録者としてふさわしくないと判断した場合。

９. 地区別利用者運賃

実施計画第 14 項に関する距離別運賃は下表のとおりとする。各自治公民館の地区別利用者運賃及び実施計画第 15 項に関する地区別利用者運賃は別表１のとおりとする。

種　類	距　離	運　賃	種　類	距　離	運　賃
第１段階	2.0㌔以下	３００円	第８段階	7.9㌔から　8.8㌔	１，０００円
第２段階	2.1㌔から 2.8㌔	４００円	第９段階	8.9㌔から　9.9㌔	１，１００円
第３段階	2.9㌔から 3.8㌔	５００円	第１０段階	10.0㌔から 10.7㌔	１，２００円
第４段階	3.9㌔から 4.9㌔	６００円	第１１段階	10.8㌔から 11.7㌔	１，３００円
第５段階	5.0㌔から 5.7㌔	７００円	第１２段階	11.8㌔から 12.8㌔	１，４００円
第６段階	5.8㌔から 6.7㌔	８００円	第１３段階	12.9㌔から 13.8㌔	１，５００円
第７段階	6.8㌔から 7.8㌔	９００円	第１４段階	13.9㌔以上	１，６００円

１０. 乗車定員

使用車両は普通車とし、乗車定員は下表のとおりとする。また、乗車人数が定員を上回った場合には原則、先着順とするが、受託事業者が配車可能な場合は、複数台での運用も可能とする。このほか、１３歳未満（小学生）が利用する場合には、保護者等の同乗（有料：地区別利用者運賃を適用）が必要であるほか、１人の保護者に対して３名まで同乗可能である。

車　　種	定　　員
普　通　車	３名（希望があった場合は４名）

１１. 利用方法

生目地区乗合タクシーの受付時間や期間、利用の方法は次のとおりである。

『上り便』『下り便』共通

①『上下便』の予約は、利用する日の３日前の午前８時から利用便の予約締切時間までに予約センターに電話、若しくは乗務員をとおして予約する。
②生目地区乗合タクシー到着後５分以内、若しくは指定時刻までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。
③利用者は、利用受付後に変更やキャンセルが発生した場合には速やかに予約センターに連絡する。
④上記③におけるキャンセル料は発生しない。但し、上記②の場合は、利用者にキャンセル料を負担していただく場合がある。

『上り便』

①利用者は出発時刻には速やかに出発できるように玄関前等で待機する。

『下り便』

①指定待合所並びに特定待合所の出発時刻は各便出発時刻から 10 分以内（待合時間）のため、利用者は待合時間には必ず乗車待合所等で待機する。

『上下便の予約締切時間』

①『上り便』の予約締切時間は、利用便出発時刻の２時間前。
②『下り便』の予約締切時間は、利用便出発時刻の１時間前。

１２. 予約センター業務内容

実施計画第 18 項に関する予約センターの業務内容は次のとおりである。

総　括

①予約センターの業務は、事業受託者の配車センターが請負うものとする。
②予約センター業務経費のうち、運行協議会が負担するものは、利用申込専用の(1)電話機の購入費(2)電話の電話料(3)電話機の設置費・修理費など利用申込電話に関係する経費のみとする。

利用受付

①予約センターが利用申込みを受け付ける場合には、(1)氏名、(2)登録番号・地区名、(3)利用日時（便名）、(4)行き先（降車場所）、(5)乗車場所、(6)逆便の利用時間と指定待合所並びに特定待合所を確認する。
②予約センターは、『上下便』の予約締切後、配車計画を策定する。
③配車計画は便ごとに作成し、該当する運行営業所に配車計画表（様式５）を『上り便』は出発３０分前までに、『下り便』は出発１０分前までに送付する。

１３. 運行営業所業務内容

実施計画第 19 項に関する運行営業所は、事業受託者の各営業所とする。各営業所の業務内容は次のとおりとする。

①運行営業所は予約センターの配車計画表（様式５）に沿って、『安全』『正確』『迅速』を理念に運行業務を遂行する。
②運行営業所は、運行理念及び乗合タクシー業務を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。
③運行営業所の乗務員は利用者降車後速やかに運転日誌（様式６）を記入するほか、乗合になった場合には確実に登録証や氏名の確認を行うものとする。また、運行協議会より依頼のあったアンケート等に運行業務に支障がない範囲で協力する。
④運行車両は、運行時に車両の両前側面にマグネットステッカーを装着する。

１４. その他

この運行計画及び細部計画に定めるもののほか、生目地区乗合タクシーの運行に必要な事項は、会長が別に定める。一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年１月 23 日・運輸省告示第 49 号）を適用する。

附　則　　令和　４年　７月１２日施行
　　令和　５年１０月　１日施行
　　令和　６年　４月　１日施行
　　令和　７年　４月　１日施行

（別表１）

生目地区乗合タクシー地区別利用者運賃一覧表

（単位：円）

地区名		特定待合所			指定地区								
		宮崎市郡医師会病院			生目中央指定地区			生目北指定地区			生目南指定地区		
		距離	契約者運賃	利用者運賃	距離	契約者運賃	利用者運賃	距離	契約者運賃	利用者運賃	距離	契約者運賃	利用者運賃
北地区	上富吉地区	2.7 km	1,170	400	3.9 km	1,570	600	5.6 km	2,050	700	4.7 km	1,810	600
	中富吉地区	2.1 km	1,010	400	3.0 km	1,250	500	5.5 km	2,050	700	3.9 km	1,570	600
	下富吉地区	1.6 km	850	300	3.0 km	1,250	500	4.4 km	1,730	600	3.8 km	1,490	500
	柏原地区	1.0 km	690	300	1.7 km	850	300	3.5 km	1,410	500	2.8 km	1,170	400
	有田地区	1.8 km	930	300	4.1 km	1,570	600	3.8 km	1,490	500	5.2 km	1,910	700
	跡江地区	3.1 km	1,330	500	2.7 km	1,170	400	2.0 km	930	300	3.9 km	1,570	600
	下小松地区	4.0 km	1,570	600	3.5 km	1,410	500	0.3 km	610	300	3.8 km	1,490	500
中央地区	浮田地区	1.6 km	850	300	1.2 km	690	300	4.0 km	1,570	600	1.6 km	850	300
	生目地区	3.2 km	1,330	500	1.9 km	930	300	4.9 km	1,810	600	0.3 km	610	300
	長嶺地区	3.9 km	1,570	600	2.4 km	1,090	400	5.5 km	2,050	700	2.0 km	930	300
	上小松地区	2.9 km	1,250	500	1.0 km	690	300	3.0 km	1,250	500	2.5 km	1,090	400
	生目心町地区	2.6 km	1,170	500	1.1 km	690	300	3.4 km	1,410	500	2.0 km	930	300
南地区	細江地区	4.8 km	1,810	600	3.3 km	1,330	500	6.4 km	2,290	800	3.0 km	1,250	500
	椎屋形地区	11.0 km	3,730	1,300	9.3 km	3,170	1,100	12.2 km	4,050	1,400	8.7 km	3,010	1,000
	平和地区	13.3 km	4,370	1,500	11.2 km	3,730	1,300	14.2 km	4,690	1,600	10.7 km	3,570	1,200
	たぶの木地区	9.1 km	3,090	1.100	7.6 km	2,690	900	10.7 km	3,570	1,200	7.2 km	2,530	900
	大畑地区	6.7 km	2,370	800	5.2 km	1,970	700	8.2 km	2,850	1,000	4.8 km	1,810	600
	青葉台地区	6.4 km	2,290	800	5.0 km	1,890	700	8.1 km	2,850	1,000	4.7 km	1,810	600

※　距離は、生目中央地区は、生目郵便局
　　生目北地区は、下小松交差点
　　生目南地区は、生目神社(駐車場)
　　から各自治公民館の館までの概ねの距離。
　　公民館がない地区は、概ね地区の中心部。

地区名		指定地区								
		生目西指定地区			生目東指定地区					
		距離	契約者運賃	利用者運賃	距離	契約者運賃	利用者運賃	距離	契約者運賃	利用者運賃
北地区	上富吉地区	1.4 km	770	300	6.0 km	2210	800			
	中富吉地区	0.6 km	610	300	5.1 km	1890	700			
	下富吉地区	0.6 km	610	300	5.1 km	1890	700			
	柏原地区	1.7 km	850	300	3.1 km	1330	500			
	有田地区	2.0 km	930	300	4.9 km	1810	600			
	跡江地区	4.0 km	1570	600	3.7 km	1490	500			
	下小松地区	4.9 km	1810	600	2.2 km	1010	400			
中央地区	浮田地区	2.2 km	1010	400	2.8 km	1170	400			
	生目地区	3.6 km	1410	500	2.6 km	1170	400			
	長嶺地区	4.6 km	1730	600	4.6 km	1730	600			
	上小松地区	3.8 km	1490	500	1.4 km	770	300			
	生目心町地区	3.1 km	1330	500	2.2 km	1010	400			
南地区	細江地区	5.5 km	2050	700	4.7 km	1810	600			
	椎屋形地区	11.1 km	3730	1300	10.1 km	3410	1200			
	平和地区	13.0 km	4290	1500	12.2 km	4050	1400			
	たぶの木地区	9.5 km	3250	1100	9.0 km	3090	1100			
	大畑地区	7.0 km	2450	900	6.5 km	2370	800			
	青葉台地区	6.9 km	2450	900	6.4 km	2290	800			

※　距離は、生目西地区は、むた歯科
生目東地区は、アーバンモール大塚
} から　各自治公民館の館までの概ねの距離。
公民館がない地区は、概ね地区の中心部。

（別表２）

生目地区乗合タクシー待合所一覧表

番号		事　業　所　名	所　在　地	地区名	連絡先	備　考
1	特定待合所	宮崎市郡医師会病院	有田１１７３番地	有　田	77-9101	病　院
2	生目中央指定地区	生目地域センター	浮田３０００番地１	浮　田	48-1111	公共施設
3		生目大腸肛門外科内科	浮田３０９９番地１	浮　田	48-2500	病　院
4		宮崎中央農業協同組合生目支店	浮田３１１７番地１	浮　田	48-1131	農　協
5		宮園医院	浮田３２６４番地９	浮　田	62-3880	病　院
6		岡田整形外科	浮田３３１３番地１	浮　田	47-1162	病　院
7		郵便局株式会社生目郵便局	浮田３１３９番地１	浮　田	48-1252	郵便局
8		宮崎第一信用金庫生目支店	浮田３１４０番地５	浮　田	47-3851	銀　行
9		福井医院	浮田３１２７番地	浮　田	47-4131	病　院
10		生目眼科クリニック	小松２９８７番地１	小　松	48-1010	病　院
11		マルショク小松店	小松２７０４番地	小　松	47-0238	スーパー
12		藤木クリニック	小松２９８８番地	小　松	47-0415	病　院
13		にしむら歯科医院	跡江３３４４番地１	跡　江	62-3111	病　院
14		福沢歯科医院	小松２６８８番地	小　松	47-0155	病　院
15	生目北指定地区	潤和会記念病院	小松１１５８番地	小　松	47-5555	病　院
16		ほんぶ整形外科	小松６６７番地１	小　松	30-4884	病　院
17		みの田クリニック	小松４８５番地１	小　松	48-2606	病　院
18	生目南指定地区	たけさき歯科医院	生目４６５８番地１	生　目	47-1180	病　院
19		生目神社(駐車場)	生目３４５番地	生　目	47-8272	神　社
20		山形屋ストア大塚台店	大塚台西２丁目２番地１	大塚台	48-1343	スーパー
21	生目西指定地区	むた歯科	富吉８０４番地	富吉	47-5223	病　院
22	生目東指定地区	アーバンモール大塚	大塚町池ノ内１０７５番地	大塚	32-1156	業務スーパー 飲食店

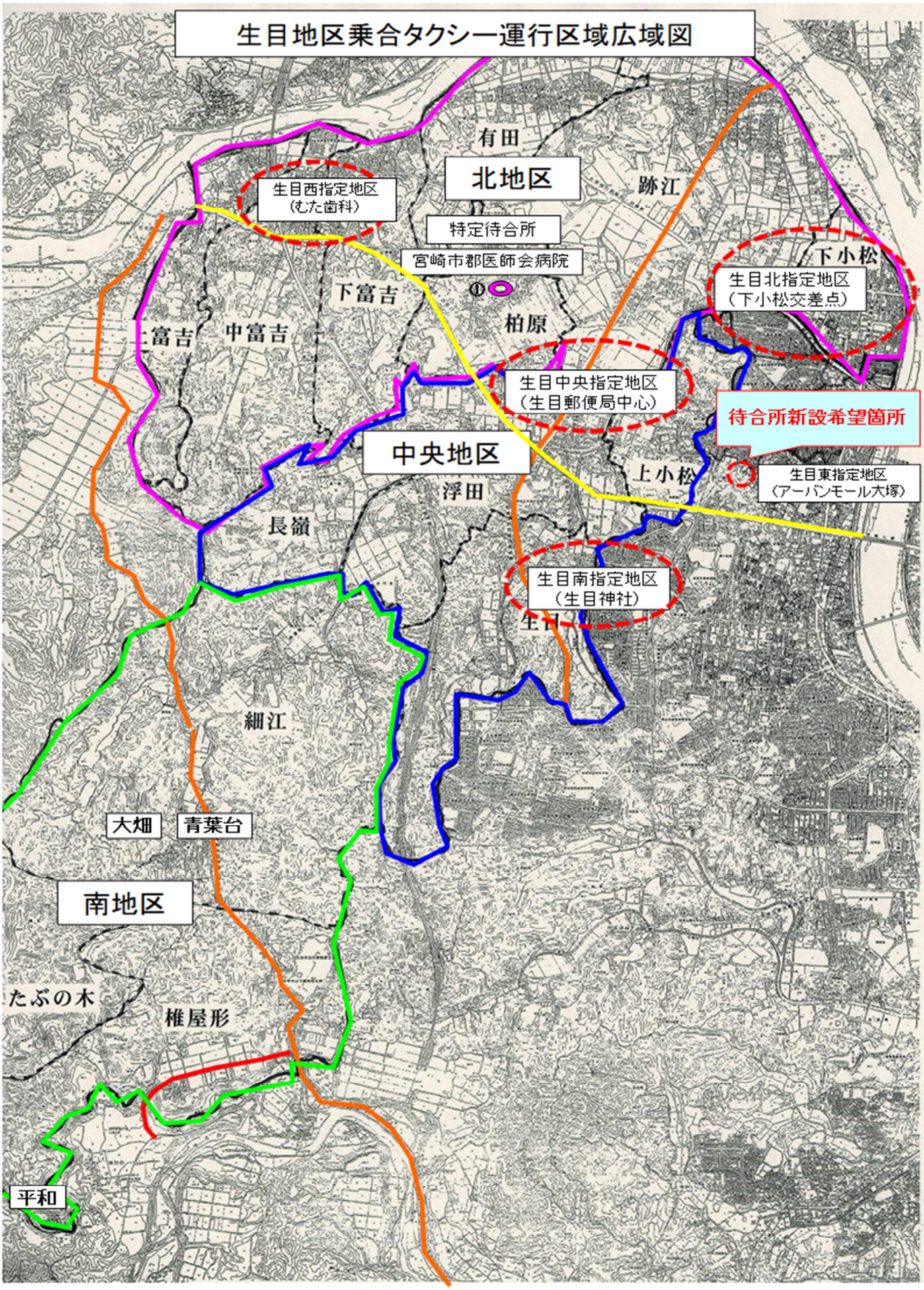
生目地区乗合タクシー運行区域広域図
有田
北地区
跡江
生目西指定地区
(むた歯科)
特定待合所
宮崎市郡医師会病院
下小松
生目北指定地区
(下小松交差点)
下富吉
中富吉
柏原
生目中央指定地区
(生目郵便局中心)
待合所新設希望箇所
中央地区
上小松
生目東指定地区
(アーバンモール大塚)
浮田
長嶺
生目南指定地区
(生目神社)
細江
大畑
青葉台
南地区
たぶの木
椎屋形
平和

生目地区乗合タクシー運行協議会運行区域北指定地区　詳細図

宮崎交通バス路線
宮崎交通バス停
病院
スーパー・ドラッグストア等
指定区域
銀行・郵便局

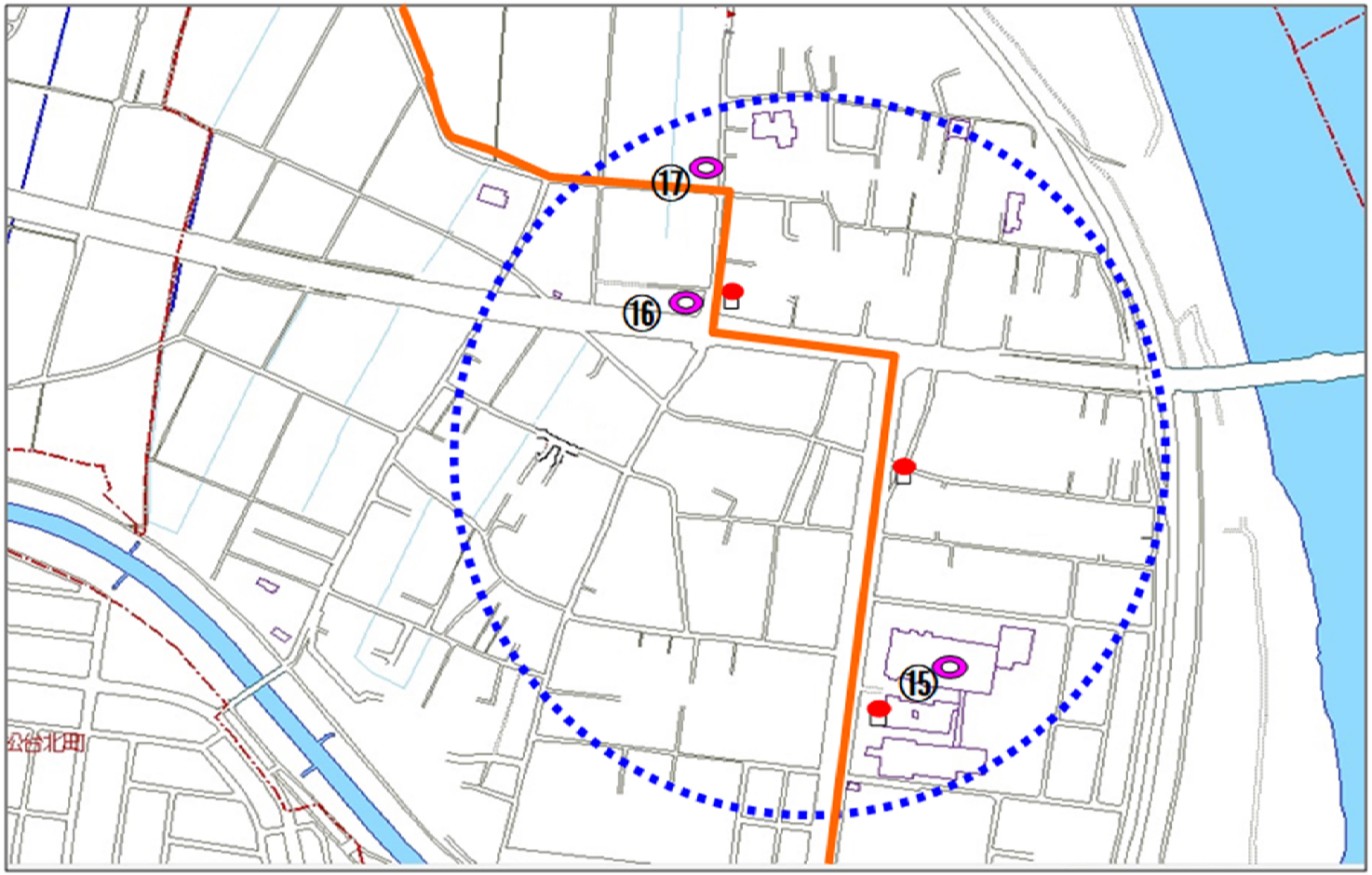

C

生目地区乗合タクシー運行協議会運行区域南指定地区　詳細図

宮崎交通バス路線
宮崎交通バス停
病院
その他施設（神社駐車場）
指定区域
銀行・郵便局
スーパー・ドラッグストア等

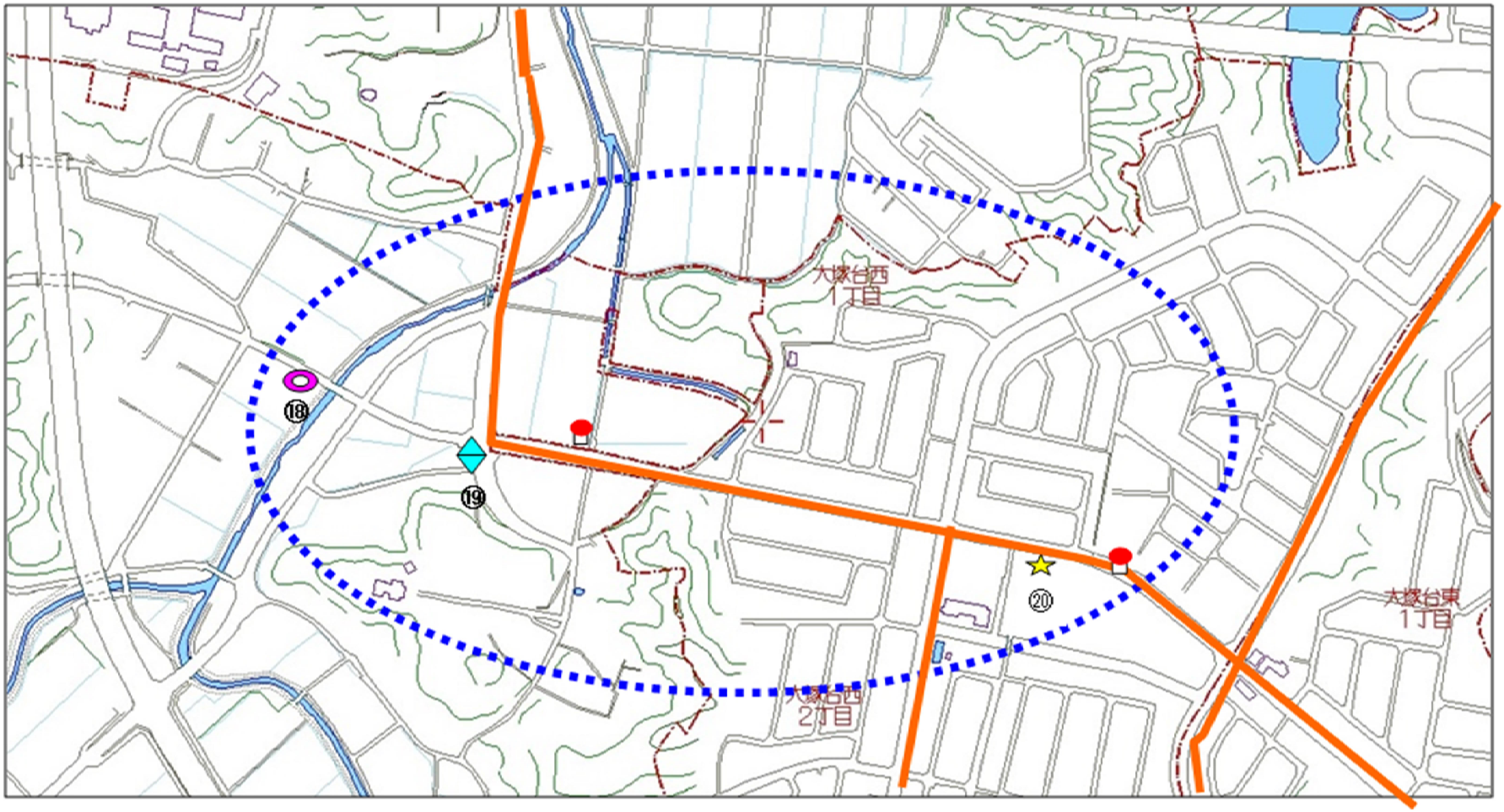

生目地区乗合タクシー運行協議会運行区域西指定地区　詳細図

宮崎交通バス路線
宮崎交通バス停
病院
スーパー・ドラッグストア等
指定区域
派出所

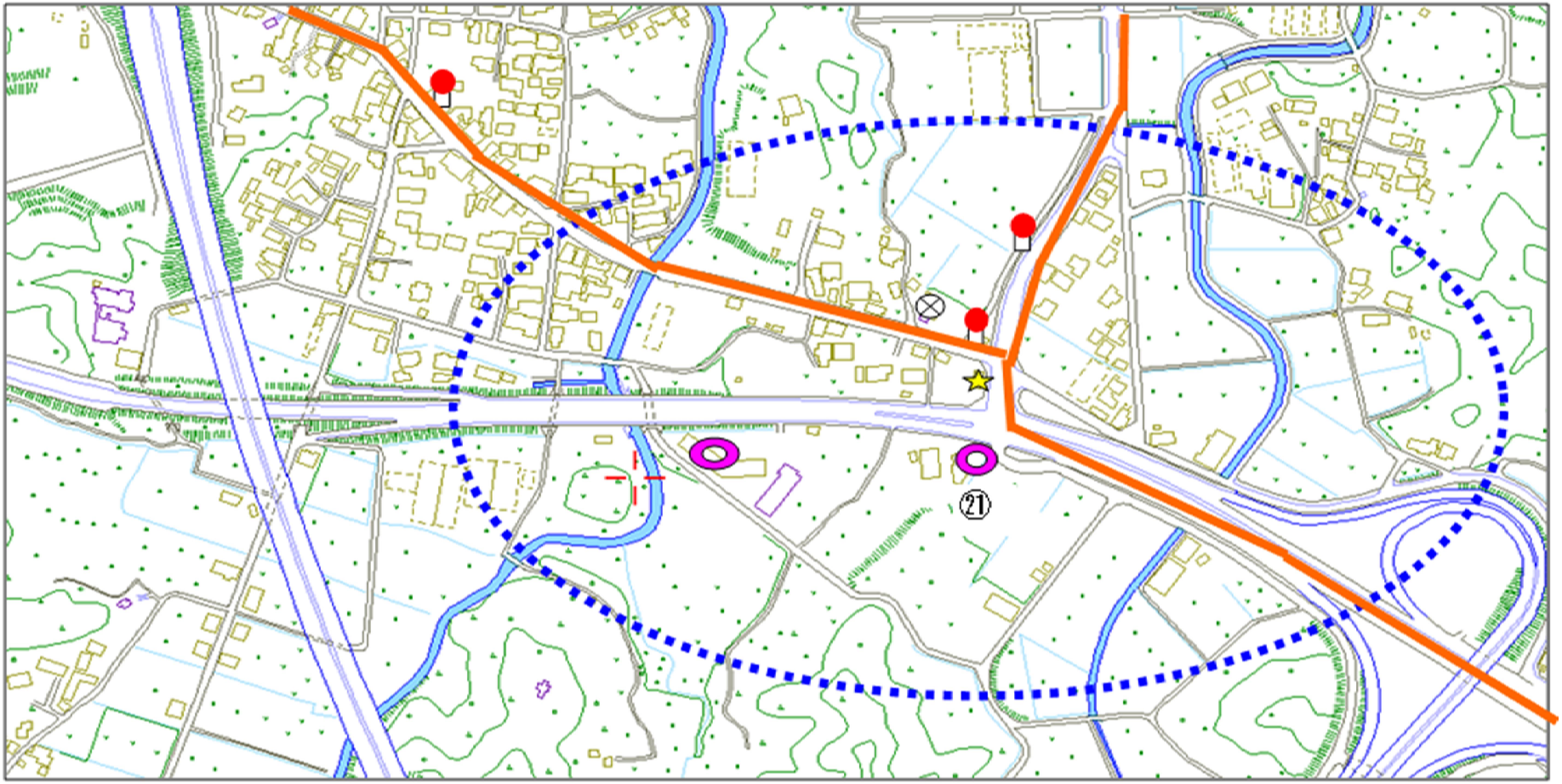

生目地区乗合タクシー運行協議会運行区域東指定地区　詳細図
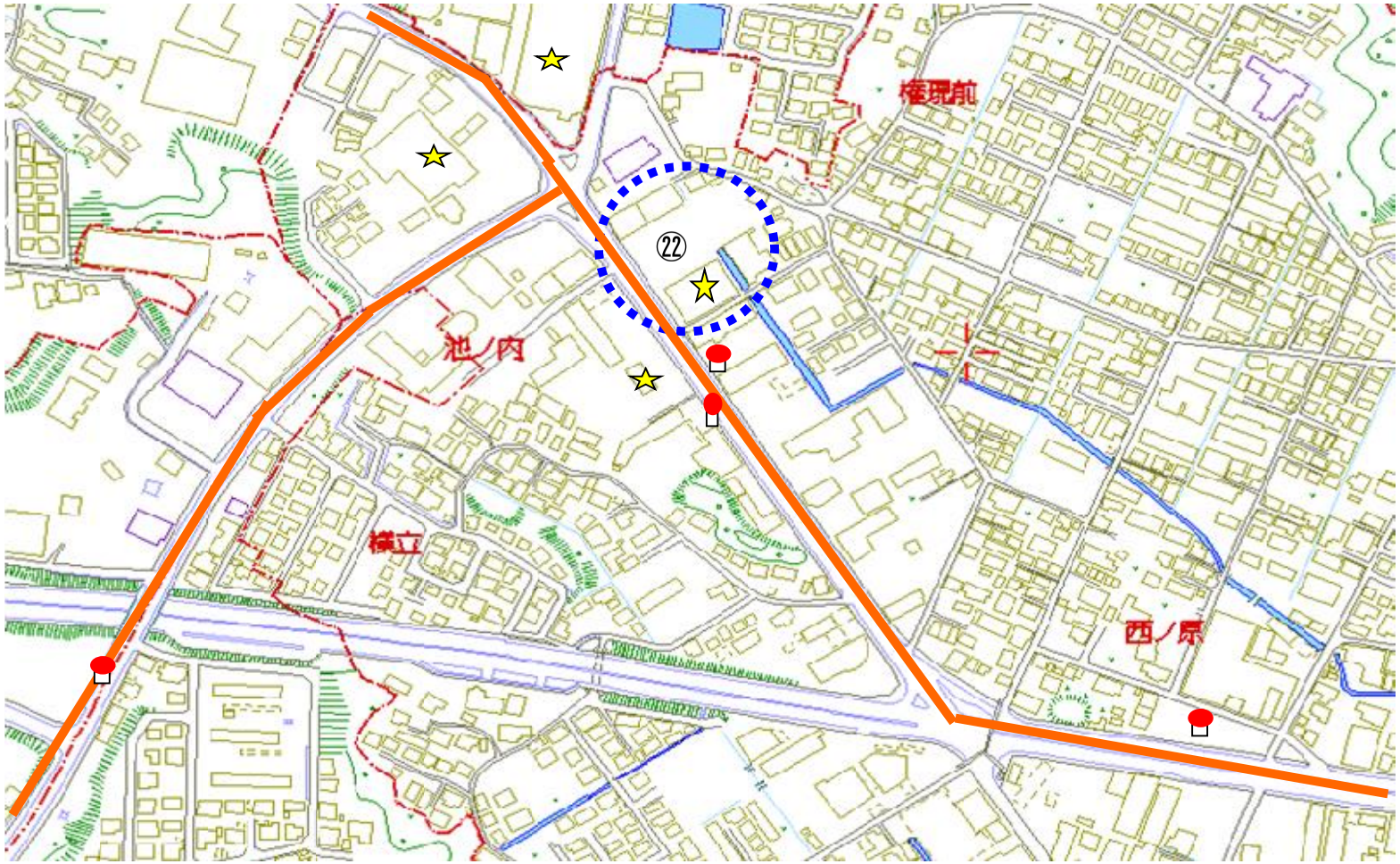
宮崎交通バス路線
宮崎交通バス停
病院
スーパー・ドラッグストア等
指定区域
派出所